

町民課より65歳以上で運転免許証を自主返納した方にお知らせです。

町では、平成29年4月1日から、運転する意思がなく自主的に運転免許証を返納された65歳以上の方を対象に下記の支援を行っています。

対象者 白鷹町に住所がある65歳以上の高齢者の方で、運転免許証の有効期限内に自主的に返納した方

支援内容 ①デマンドタクシー料金11,000円分の回収乗車券(100円×11枚つづりを10冊)を贈呈します。

※返納した日から1年以内に申請が必要です。

※健康福祉課「高齢者運転免許証自主返納支援事業」の申請をなさらない方が対象となります。

※①支援は一人1回限りです。

②「運転経歴証明書」をご提示いただいた場合に、通常料金1回につき500円のデマンドタクシー料金を300円に割引いたします。

※上記①支援との併用が可能です。

※過去に自主返納なされた方も②支援の対象となります。

必要書類 ①警察署が発行する申請による運転免許証の取消通知書(もしくは「運転経歴証明書」)

②印鑑(認印)

③本人確認のできるもの

「運転経歴証明書」について

運転免許証を自主返納した方は、「運転経歴証明書」の交付を申請することができます。ただし、自主返納後5年以上が経過している方や、交通違反等により免許取消しとなった方、免許を失効させた方は「運転経歴証明書」の交付を受けることができません。

平成24年4月1日以降に交付された「運転経歴証明書」は、運転免許証に代わる公的な本人確認書類として、利用することができます。

お問い合わせ先 町民課くらし環境係 85-6131(直通)